

議案第 3 号

守谷市地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

守谷市地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について次のとおりとする。

- 1 目 的 地域公共交通確保事業により、デマンド乗合交通の運行を確保・維持することで、すべての住民が安心して移動できる交通手段を存続させていくため。

- 2 計画期間 令和 2 年度から令和 4 年度
※ 令和 2 年度の計画期間は令和 2 年 4 月～ 9 月
※ 令和 3 年度の計画期間は令和 2 年 10 月～令和 3 年 9 月
※ 令和 4 年度の計画期間は令和 3 年 10 月～令和 4 年 9 月

- 3 内 容 別紙のとおり
※ 計画書は現在作成中のため、当日配布とさせていただきます。

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援

補助内容

○ 補助対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者
又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

○ 補助対象経費

予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額



<補助対象経費算定方法>

予測費用
(事業者のキロ当たり経常費用見込額
× 系統毎の実車走行キロ)

予測収益
(系統毎のキロ当たり経常収益見込額
× 系統毎の実車走行キロ)

○ 補助率

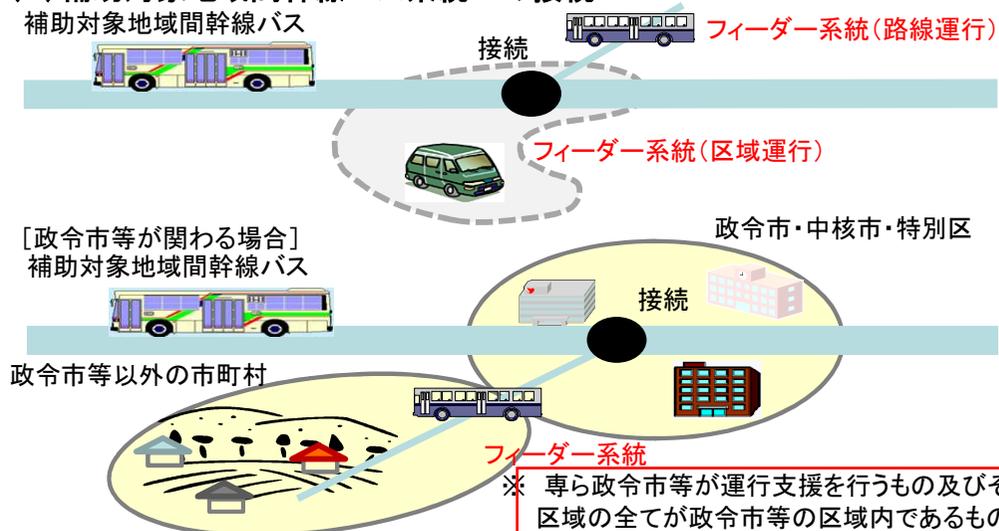
1/2

○ 主な補助要件

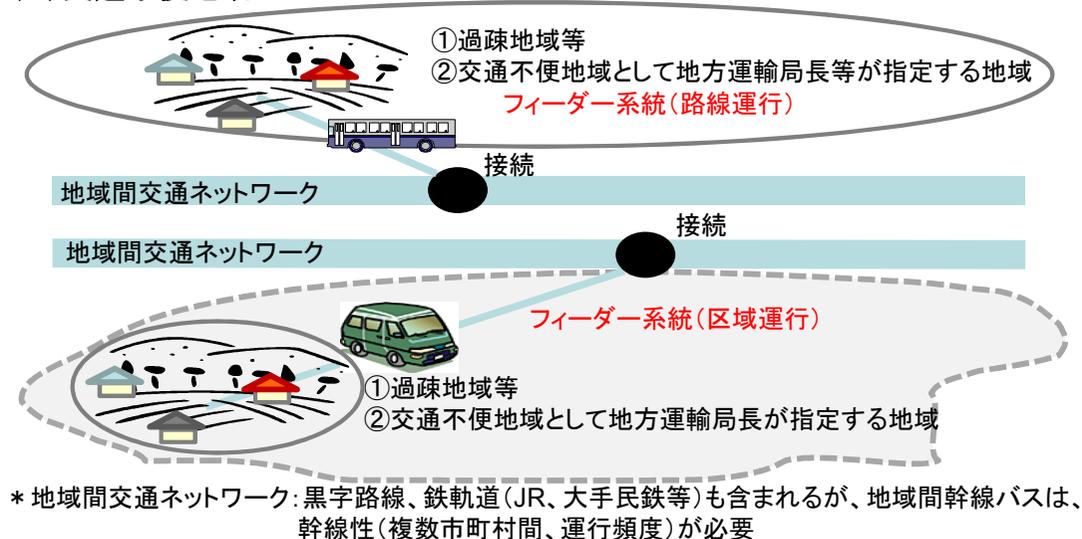
- ・補助対象地域間バス系統を補完するものであること
又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
- ・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
- ・新たに運行又は公的支援を受けるものであること
- ・乗車人員が1人/1便以上であること
(定時定路線型の場合に限る。)
- ・経常赤字が見込まれること

補助対象システムのイメージ

(1) 補助対象地域間幹線バス系統への接続



(2) 交通不便地域



地域内フィーダー系統確保維持計画

令和2年7月1日

(名称) 守谷市地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
令和2年度守谷市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>守谷市は、民間の路線バスを補完する目的で、コミュニティバス「モコバス」、デマンド型交通である「デマンド乗合交通」を運行し、市民の日常生活における移動手段の確保を行っている。また、つくばエクスプレス、関東鉄道常総線、民間の路線バスにより隣接都市とのアクセス手段が確保されている。</p> <p>「デマンド乗合交通」については、市内全域の移動が可能で、特に総合病院や大型商業施設への通院や買い物の移動手段として、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。</p> <p>近年、少子高齢化、人口減少等の社会情勢の変化、自家用車への依存度の高まりなどにより、公共交通の利用者は年々減少傾向にあり、公共交通の維持が厳しい状況にある。一方で、高齢者、免許返納者等の移動手段を持たない住民にとって、公共交通は日常生活を送る上で益々重要な役割を担っている。</p> <p>このため、地域公共交通維持確保事業により、「デマンド乗合交通」の運行を確保・維持することで、全ての住民が安心して移動できる交通手段を存続させていくことが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
令和2年度 ・年間利用者数を15,000人以上(令和元年度実績:13,274人)とする。 令和3年度 ・年間利用者数を17,000人以上(令和元年度実績:13,274人)とする。 令和4年度 ・年間利用者数を18,000人以上(令和元年度実績:13,274人)とする。
(2) 事業の効果
<ul style="list-style-type: none">市内全域で「守谷市デマンド乗合交通」を運行することにより、幹線系統の路線バスやつくばエクスプレス、関東鉄道常総線に接続でき、効果的な交通体系を実現し、利用者利便の向上につながる。交通空白地域の解消が実現し、移動手段を持たない高齢者等の交通弱者の社会参加の促進及び昼間時間帯の通院・買い物需要に応じることができる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・利用実態に応じ、運行形態や予約システムの調整を随時行い、利便性向上を図る。 (守谷市地域公共交通活性化協議会)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
【運行系統・運行区間の概要】 地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱「表1」を添付 【運行予定者】 守谷タクシー有限会社、関鉄県南タクシー株式会社、小川交通有限会社、株式会社守谷福祉協会（令和2年7月1日から運行開始予定） 【その他】 以下の書類を添付 ・運行区域図 ・地域間交通ネットワークのフィーダー系統であることを証する図 ・運行事業者の決定方法及びその経過資料（守谷市デマンド乗合交通運行計画）
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
守谷市地域公共交通活性化協議会
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
守谷市地域公共交通活性化協議会
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法
予約システムからの集計
8. 別表1の補助金対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 別表1の補助金対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項【地域間幹線系統のみ】
該当なし
11. 外客来訪北進計画との整合性
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱「表5」を添付 以下の書類を添付 ・人口集中地域以外の地区であることを示す表
13. 車両の取得に係る目的・必要性
該当なし

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金】	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者	
該当なし	
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
17. 協議会の開催状況と主な議論	
・令和2年7月1日（令和2年度第2回守谷市地域公共交通活性化協議会） 生活交通確保維持改善計画の策定についての協議	
18. 利用者等の意見の反映状況	
守谷市地域公共交通活性化協議会の意見を反映して本事業を作成	
19. 協議会メンバーの構成員	
市民及び公共交通利用者の代表者	守谷A地区まちづくり協議会 守谷B地区まちづくりふれあい会 守谷C地区まちづくり協議会 守谷D地区地域福祉実行委員会 守谷E地区まちづくり協議会 高野地区まちづくり協議会 大野地区まちづくり協議会 大井沢地区まちづくり協議会 北守谷地区まちづくり協議会 みずき野地区まちづくり協議会
学識経験者	筑波大学大学院教授
国及び県の関係行政機関の代表者	関東運輸局茨城運輸支局 首席運輸企画専門官 企画調整担当 関東運輸局茨城運輸支局 首席運輸企画専門官 輸送担当 茨城県政策企画部 交通政策課長 茨城県取手警察署交通課長 茨城県竜ヶ崎工事事務所 道路整備第二課長
一般旅客自動車運送事業者の代表者	一般社団法人茨城県バス協会 専務理事 茨城県ハイヤー・タクシー協会 専務理事 関東鉄道（株）常務取締役 守谷タクシー協会代表

一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者	関東鉄道（株）労働組合執行委員
市長が指名する市の職員	守谷市都市整備部長
その他市長が必要と認める者	守谷市商工会代表

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）茨城県守谷市大柏 9 5 0 番地の 1

（所 属）守谷市地域公共交通活性化協議会

（守谷市都市整備部都市計画課交通政策・景観 G）

（氏 名）

（電 話）0297-45-1111（内線 244）

（E-mail）toshikei@city.moriya.ibaraki.jp

地域内フィーダー系統確保維持計画

令和2年7月1日

(名称) 守谷市地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
令和3年度守谷市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>守谷市は、民間の路線バスを補完する目的で、コミュニティバス「モコバス」、デマンド型交通である「デマンド乗合交通」を運行し、市民の日常生活における移動手段の確保を行っている。また、つくばエクスプレス、関東鉄道常総線、民間の路線バスにより隣接都市とのアクセス手段が確保されている。</p> <p>「デマンド乗合交通」については、市内全域の移動が可能で、特に総合病院や大型商業施設への通院や買い物の移動手段として、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。</p> <p>近年、少子高齢化、人口減少等の社会情勢の変化、自家用車への依存度の高まりなどにより、公共交通の利用者は年々減少傾向にあり、公共交通の維持が厳しい状況にある。一方で、高齢者、免許返納者等の移動手段を持たない住民にとって、公共交通は日常生活を送る上で益々重要な役割を担っている。</p> <p>このため、地域公共交通維持確保事業により、「デマンド乗合交通」の運行を確保・維持することで、全ての住民が安心して移動できる交通手段を存続させていくことが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
令和3年度 ・年間利用者数を17,000人以上（令和元年度実績：13,274人）とする。 令和4年度 ・年間利用者数を18,000人以上（令和元年度実績：13,274人）とする。 令和5年度 ・年間利用者数を19,000人以上（令和元年度実績：13,274人）とする。
(2) 事業の効果
<ul style="list-style-type: none">市内全域で「守谷市デマンド乗合交通」を運行することにより、幹線系統の路線バスやつくばエクスプレス、関東鉄道常総線に接続でき、効果的な交通体系を実現し、利用者利便の向上につながる。交通空白地域の解消が実現し、移動手段を持たない高齢者等の交通弱者の社会参加の促進及び昼間時間帯の通院・買い物需要に応じることができる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・利用実態に応じ、運行形態や予約システムの調整を随時行い、利便性向上を図る。 (守谷市地域公共交通活性化協議会)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
【運行系統・運行区間の概要】 地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱「表1」を添付 【運行予定者】 守谷タクシー有限会社、関鉄県南タクシー株式会社、小川交通有限会社、株式会社守谷福祉協会 【その他】 以下の書類を添付 ・運行区域図 ・地域間交通ネットワークのフィーダー系統であることを証する図 ・運行事業者の決定方法及びその経過資料（守谷市デマンド乗合交通運行計画）
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
守谷市地域公共交通活性化協議会
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
守谷市地域公共交通活性化協議会
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法
予約システムからの集計
8. 別表1の補助金対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 別表1の補助金対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項【地域間幹線系統のみ】
該当なし
11. 外客来訪北進計画との整合性
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱「表5」を添付 以下の書類を添付 ・人口集中地域以外の地区であることを示す表
13. 車両の取得に係る目的・必要性
該当なし

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金】	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者	
該当なし	
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
17. 協議会の開催状況と主な議論	
・令和2年7月1日（令和2年度第2回守谷市地域公共交通活性化協議会） 生活交通確保維持改善計画の策定についての協議	
18. 利用者等の意見の反映状況	
守谷市地域公共交通活性化協議会の意見を反映して本事業を作成	
19. 協議会メンバーの構成員	
市民及び公共交通利用者の代表者	守谷A地区まちづくり協議会 守谷B地区まちづくりふれあい会 守谷C地区まちづくり協議会 守谷D地区地域福祉実行委員会 守谷E地区まちづくり協議会 高野地区まちづくり協議会 大野地区まちづくり協議会 大井沢地区まちづくり協議会 北守谷地区まちづくり協議会 みずき野地区まちづくり協議会
学識経験者	筑波大学大学院教授
国及び県の関係行政機関の代表者	関東運輸局茨城運輸支局 首席運輸企画専門官 企画調整担当 関東運輸局茨城運輸支局 首席運輸企画専門官 輸送担当 茨城県政策企画部 交通政策課長 茨城県取手警察署交通課長 茨城県竜ヶ崎工事事務所 道路整備第二課長
一般旅客自動車運送事業者の代表者	一般社団法人茨城県バス協会 専務理事 茨城県ハイヤー・タクシー協会 専務理事 関東鉄道（株）常務取締役 守谷タクシー協会代表

一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者	関東鉄道（株）労働組合執行委員
市長が指名する市の職員	守谷市都市整備部長
その他市長が必要と認める者	守谷市商工会代表

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）茨城県守谷市大柏 9 5 0 番地の 1

（所 属）守谷市地域公共交通活性化協議会

（守谷市都市整備部都市計画課交通政策・景観 G）

（氏 名）

（電 話）0297-45-1111（内線 244）

（E-mail）toshikei@city.moriya.ibaraki.jp